

「在宅生活ハンドブック No. 22」

社会保障制度の活用② (労災保険給付)

別府重度障害者センター
(支援課 2022)

もくじ

はじめに	1
Ⅰ 療養（補償）等給付について	4
【仕事中や通勤途中にケガをしたときや仕事の原因で病気にかかり、病院で診察を受けたときなどに支給される給付】	
1 療養（補償）等給付とは	4
2 請求手続	5
3 労災保険指定医療機関等を変更する場合の手続	6
Ⅱ 休業（補償）等給付について	7
【仕事中や通勤途中のケガ等により、働くことができずに賃金の支払いを受けていないときに支給される給付】	
1 休業（補償）等給付とは	7
2 請求手続	7
Ⅲ 傷病（補償）等年金について	9
【仕事中や通勤途中のケガ等が、療養開始後1年6ヶ月経過しても治らず、障害の程度が一定以上の状態にあるときに支給される年金】	
1 傷病（補償）等年金とは	9
2 請求手続	10
3 傷病（補償）等年金の額	10
Ⅳ 障害（補償）等給付について	11
【仕事中や通勤途中のケガ等が治ゆしたが、身体に一定の障害が残った場合に支給される給付】	
1 障害（補償）等給付とは	11
2 請求手続	12
3 障害（補償）等給付の額	13
4 健康管理手帳（アフターケア手帳）について	13

V	介護（補償）等給付について	15
	【障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金を受給して おり、一定の障害により常時介護または随時介護を受けて いる場合に支給される給付】	
1	介護（補償）等給付とは	15
2	請求手続	15
3	介護（補償）等給付の額	16
VI	義肢等補装具費支給制度について	17
	【仕事中や通勤途中のケガ等により、身体に障害が残った 方に対して、福祉用具の購入や修理にかかった費用を支 給する制度】	
1	義肢等補装具費支給制度とは	17
2	申請手続	19
VII	福祉用具購入支援事業について	21
	【自費で福祉用具を購入する場合に購入費用の一部を 支給する制度】	
1	福祉用具購入支援事業とは	21
2	申請手続	21
VIII	ケアプラザ（労災特別介護施設）について	23
	【障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金を受給中の 方で、在宅生活が困難な方が入居できる施設】	
1	ケアプラザ（労災特別介護施設）とは	23
2	入居の手続	23
3	入居費	24
	労災給付のフローチャート	25

はじめに

労災とは労働災害の略であり、労災保険とは労働者災害補償保険法に基づく制度で、業務災害【注1】、複数業務要因災害【注2】、通勤災害【注3】により、労働者（正社員だけではなくパートやアルバイト等、雇用されて賃金を支給されるすべての方、また、労災保険に特別加入している事業主や一人親方、自営業者等をいいます。加入は労働者毎ではなく、事業者毎に行います。）が「負傷した場合」、「疾病にかかった場合」、「障害が残った場合」等について、被災労働者に対し、国が保険者となって所定の保険給付を行う制度です。

例えば、建築作業中に高所からの転落や通勤途中の交通事故等で頸髄損傷になった場合など、治療にかかる医療費については、健康保険からではなく、労災保険からまかなわれることとなります。

このハンドブックでは労災保険給付の中から、主に頸髄損傷の方が地域生活を行う上で役に立つと思われる①療養（補償）等給付、②休業（補償）等給付、③傷病（補償）等年金、④障害（補償）等給付、⑤介護（補償）等給付、⑥義肢等補装具費支給制度、⑦福祉用具購入支援事業、⑧ケアプラザ（労災特別介護施設）について説明していきます。なお、ここで説明する制度以外にも様々な補償制度がありますので、詳細は勤務先の事業所を管轄する労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

※公務員の場合は、労災は適用されません。国家（地方）公務員災害補償法に基づく制度で、業務災害及び通勤災害ともに「公務災害」が適用されます。

このパンフレットでは、「公務災害」の説明は割愛します。

【注1】

業務災害とは…就業中に、業務が原因となって発生した災害によるケガ、病気、障害等のことをいいます。以下のような災害が労働災害として認められます。



○労働時間中の災害

（例：仕事中に高所から転落し、負傷した）

○昼休みや休憩中など業務に従事していないときの災害

（例：休憩中、職場内の階段から転落し、負傷した）

※昼休み中にバドミントンを行ってアキレス腱を切った場合や昼休み中に外出先で転倒して負傷した場合などは、個人的な行為とみなされるため、業務災害にはなりません。

○出張先で発生した業務中などの災害



(例：出張先に向う途中、交通事故に遭い負傷した)
※仕事中に脳血管障害を発症し、転倒して負傷した場合などは、脳血管障害が業務に起因していると認定されなければ、業務災害にはなりません。

【注2】

複数業務要因災害とは…事業主が同一でない複数の事業場で働く労働者の、二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいいます。対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

【注3】



通勤災害とは…通勤途中に起きた事故によるケガ、病気、障害等のことをいいます。ここでいう「通勤」とは、「住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復すること」とされています。

また、単身赴任者が赴任先の住居から、家族の住む住居に帰る途中の事故等についても通勤災害が認められます。

[通勤災害の認定基準]

① 通常の通勤災害



通勤途中の災害であれば通勤労災になります。しかし、通勤途中に「逸脱・中断【注4】」すると、逸脱・中断後の災害は通勤災害が認められません。

【注4】

逸脱・中断とは…逸脱とは、通勤途中に通勤とは無関係な目的のため、通常の通勤経路から外れることをいいます。中断とは、通勤途中に通勤とは無関係な行為を行うことをいいます。

逸脱・中断になる例

- ・パチンコ店に入り、長時間パチンコを行った。
- ・映画を見るため、映画館に入った。
- ・居酒屋で長時間酒を飲んだ。

逸脱・中断にならない例

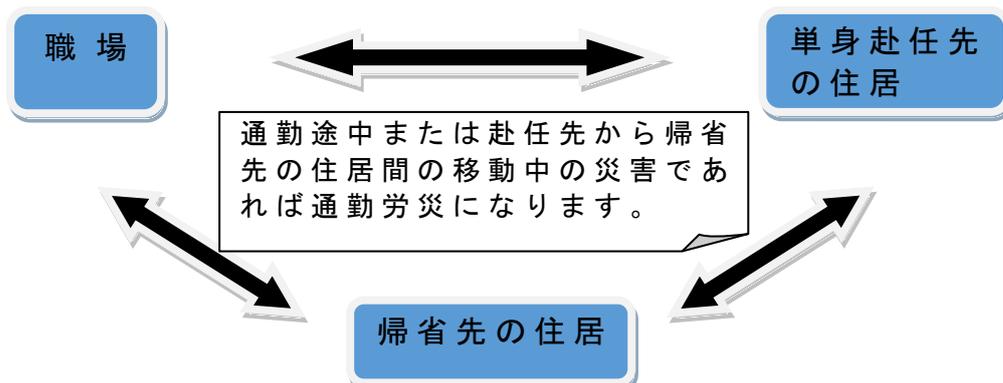
- ・病院に行き、診察を受けた。
- ・日用品や惣菜などをかうため、スーパーに立ち寄った。
- ・選挙のため、投票所に立ち寄った。

②複数就業者（複数の会社を掛け持ちして働く人）の通勤災害



※逸脱・中断後の災害は認められません。

③単身赴任者の通勤災害



※逸脱・中断後の災害は認められません。

※単身赴任先から帰省先の住居に移動する場合は、原則として勤務日当日またはその翌日が対象となります。また、帰省先から単身赴任先の住居に移動する場合は、原則として勤務日当日またはその前日が対象となります。

I 療養（補償）等給付について

【仕事中や通勤途中にケガをしたときや仕事が原因で病気にかかり、病院で診察を受けたときなどに支給される給付】



1 療養（補償）等給付とは

労働者が、業務災害や通勤災害が原因でなったケガや病気の場合、労災保険で診察や治療における給付を受けることができます。業務災害の場合は「療養補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者療養給付」、通勤災害の場合は「療養給付」が支給されます。

療養（補償）等給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。「療養の給付」は、労災保険指定医療機関等において無料で診察や治療、薬剤の支給を受けることができる給付です。一方、「療養の費用の支給」は、労災保険指定医療機関以外の医療機関で診察や治療等を受けた場合に要した費用を一度病院などに支払い、その後、労働基準監督署に支払った費用を請求して給付を受けるものです。ただし、通勤災害において療養給付を受ける場合は、初診時に一部負担（200円）しなければなりません。

なお、療養（補償）等給付は、傷病が治ゆ【注5】するまで給付されます。



【注5】治ゆってどういう意味？
頸髄損傷って治ることはないと思うけど・・・。

労災保険における「治ゆ」とは、労災前の健康時の状態に回復した状態のみをいうものではありません。傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた治療を行っても、症状の回復・改善が期待できなくなった状態（症状固定）のことも「治ゆ」といいます。



2 請求手続

(1) 労災保険指定医療機関等において療養（診察や治療等）を受けた場合

①業務災害の方

労災保険指定医療機関等を経由して「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」を、所轄の労働基準監督署に提出してください。

②通勤災害の方

労災保険指定医療機関等を経由して「療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3）」を、所轄の労働基準監督署に提出してください。

※療養（補償）等給付は、労災保険指定医療機関等に直接支払われません。

・療養（補償）等給付請求の流れ

- ① **申請者** 労災保険指定医療機関等において療養を受ける。
- ② **事業主** 「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書」または「療養給付たる療養の給付請求書」の事業主記載欄に必要事項を記入し、事故発生日時や状況等を証明する。
- ③ **申請者** 上記の請求書を労災保険指定医療機関に提出し、医療機関から療養の内容や療養に要した費用等の証明を受ける。
- ④ **医療機関** 上記の請求書を医療機関から労働基準監督署に提出。
- ⑤ **労基署** 厚生労働省から医療機関等に療養（補償）等給付が支払われる。

(2) 労災保険指定医療機関以外の医療機関において療養を受けた場合

①業務災害の方

「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書〔様式第7号（1）〕」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

②通勤災害の方

「療養給付たる療養の費用請求書〔様式第16号の5（1）〕」を所

轄の労働基準監督署に提出してください。

※療養（補償）等給付は、被災労働者の指定口座に振り込まれます。

・療養（補償）等給付請求の流れ

- ① **申請者** 労災保険指定医療機関以外において療養を受け、治療費を支払う。
- ② **事業主** 「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書」または「療養給付たる療養の費用請求書」の事業主記載欄に必要事項を記入し、事故発生日時や状況等を証明する。
- ③ **申請者** 上記の請求書を医療機関に提出し、医療機関から療養の内容や療養に要した費用等の証明を受ける。
- ④ **申請者** 上記の請求書を労働基準監督署に提出。
- ⑤ **労基署** 厚生労働省から申請者の指定した口座に療養（補償）等給付が支払われる。

3 労災保険指定医療機関等を変更する場合の手続

既に労災保険指定医療機関等で療養（補償）等給付を受けている方が、引越しなどの理由で、他の労災保険指定医療機関等に変更する場合。

①業務災害の方

「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第6号）」を変更後の労災保険指定医療機関等を経由して所轄の労働基準監督署に提出してください。

②通勤労災の方

「療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第16号の4）」を変更後の労災保険指定医療機関等を経由して所轄の労働基準監督署に提出してください。

Ⅱ 休業（補償）等給付について

【仕事中や通勤途中のケガ等により、働くことができずに賃金の支払いを受けていないときに支給される給付】

1 休業（補償）等給付とは

労働者が、業務災害や通勤災害が原因でなったケガや病気による療養のため、労働することができず、賃金を受けていないときに、その第4日目から休業1日につき、給付基礎日額【注6】の80%〔休業（補償）等給付60%＋休業特別支給金20%〕の給付を受けることができます。

業務災害の場合は「休業補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者休業給付」、通勤災害の場合は「休業給付」が支給されます。ただし、通勤災害において休業給付を受ける場合は、初回のみ一部負担金（200円）が休業給付から減額されます。



【注6】給付基礎日額って何？

ケガをした日や病気にかかった日から、前3ヶ月間の1日当たりの平均賃金のことをいいます。



2 請求手続

①業務災害の方

労災保険指定医療機関から証明を受けた上で「休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書（様式第8号）」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

②通勤災害の方

労災保険指定医療機関から証明を受けた上で「休業給付支給請求書（様式第16号の6）」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

※休業が長期にわたる場合は、1ヶ月毎に請求するのが一般的です。

休業特別支給金の支給申請は、原則として休業（補償）等給付の請求

と同時に行うこととなっており、様式も同一です。

休業（補償）等給付は、被災労働者の指定口座に振り込まれます。

・ 休業（補償）等給付請求の流れ

- ① **事業主** 「休業（補償）給付支給請求書・複数事業労働者休業給付支給請求書」または「休業給付支給請求書」の事業主記載欄に必要事項を記入し、事故発生日時や状況等を証明する。
- ② **申請者** 上記の請求書を医療機関に提出し、医療機関から療養の期間や傷病の経過等の証明を受ける。
- ③ **申請者** 上記の請求書を労働基準監督署に提出。
- ④ **労基署** 厚生労働省から申請者の指定した口座に休業（補償）等給付が支払われる。

Ⅲ 傷病（補償）等年金について

【仕事中や通勤途中のケガ等が、療養開始後1年6ヶ月経過しても治らず、障害の程度が一定以上の状態にあるときに支給される年金】

1 傷病（補償）等年金とは

業務災害や通勤災害が原因のケガや病気が療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、その障害の程度が傷病等級（1級～3級）【注7】に該当し、その状態が継続している方に、業務災害の場合は「傷病補償年金」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者傷病年金」、通勤災害の場合は「傷病年金」が支給されます。

※療養（補償）等給付（4ページ参照）は、継続して支給されます。



【注7】傷病等級（1級～3級）って何？身体障害者手帳の等級とは違うの？

身体障害者手帳の等級とは異なります。労働災害補償保険法施行規則で定められている傷病等級表では、別表1のように定められています。



別表1 傷病等級表（肢体不自由に関するもののみ抜粋）

傷病等級	障害の状態（いずれかに該当するもの）
第1級	・両上肢の用を全廃しているもの ・両下肢の用を全廃しているもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの
第2級	・両上肢を腕関節以上で失ったもの ・両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	・両手の手指の全部を失ったもの

※頸髄損傷者の場合は、概ね第1級に該当します。

2 請求手続

業務災害及び通勤災害の方ともに「傷病の状態等に関する届（様式第16号の2）」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

・ 傷病（補償）等年金請求の流れ

- ① **申請者** 「傷病の状態等に関する届」に必要事項を記載する。
- ② **申請者** 「傷病の状態等に関する届」を労働基準監督署に提出。
- ③ **労基署** 申請者の身体状況等を確認するため、労働基準監督署の担当者と面談を行う。また、労働基準監督署から「障害の状態にかかる申立書」や「日常生活状況報告表」等の提出が求められた際は、必要事項を記入し、返送する。
- ④ **労基署** 厚生労働省から申請者の指定した口座に傷病（補償）等年金が支払われる。

3 傷病（補償）等年金の額

下記の傷病等級に応じて支給されます。また、初めて傷病（補償）等年金を受ける場合、一時金として傷病特別支給金【注8】が支給されます。

傷病等級	年金額
第1級	給付基礎日額 × 313 日分
第2級	給付基礎日額 × 277 日分
第3級	給付基礎日額 × 245 日分

※原則として2・4・6・8・10・12月にそれぞれの前月分までの額が被災労働者の指定口座に振り込まれます。



【注8】傷病特別支給金
っていくらもらえるの？

傷病等級によって異なります。金額は以下のとおりです。

第1級・・・114万円

第2級・・・107万円

第3級・・・100万円



IV 障害（補償）等給付について

【仕事中や通勤途中のケガ等が治ゆしたが、身体に一定の障害が残った場合に支給される給付】

1 障害（補償）等給付とは

業務災害や通勤災害が原因のケガや病気が治ゆ（4ページの【注5】を参照）したが、身体に一定の障害が残り、その障害の程度が障害等級（1～7級）【注9】に該当する方に、業務災害の場合は「障害補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者障害給付」、通勤災害の場合は「障害給付」が支給されます。

※ケガや病気が治ゆしたと判断されるため、療養（補償）等給付（4ページ参照）は、支給されなくなります。その代わりに13ページで説明する健康管理手帳（アフターケア手帳）が交付されると無料で診療を受けることができます。



【注9】障害等級（1級～7級）って何？身体障害者手帳の等級とは違うの？

身体障害者手帳の等級とは異なります。労働災害補償保険法施行規則で定められている障害等級表では、別表2のように定められています。



別表2 障害等級表（肢体不自由に関するもののみ抜粋）

障害等級	障害の状態（いずれかに該当するもの）
第1級	・ 両上肢の用を全廃しているもの ・ 両下肢の用を全廃しているもの ・ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
第2級	・ 両上肢を手関節以上で失ったもの ・ 両下肢を足関節以上で失ったもの

第3級	・両手の手指の全部を失ったもの
-----	-----------------

※頭髄損傷者の場合は、概ね第1級に該当します。そのため、第4級以下の障害の状態は省略します。

2 請求手続

①業務災害の方

「障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（様式第10号）」と「労働者災害補償保険 診断書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

②通勤災害の方

「障害給付支給請求書（様式第16号の7）」と「労働者災害補償保険 診断書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

※①・②ともに診断書作成料がかかりますが、①の場合「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（様式第7号（1））」、②の場合「療養給付たる療養の費用請求書（様式第16号の5（1））」を所轄の労働基準監督署に提出すると病院に支払った診断書作成料が被災労働者の指定口座に振り込まれます。

※①・②ともにその他必要書類を求められる場合があります。

・障害（補償）等給付請求の流れ

- ① **申請者** 「障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書」または「障害給付支給請求書」に必要事項を記載する。また、「労働者災害補償保険 診断書」を医療機関に提出し、作成を依頼する。
- ② **申請者** 上記の診断書が完成後、医療機関に診断書作成料を支払う。
- ③ **申請者** 「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書」または「療養給付たる療養の給付請求書」を医療機関に提出し、診断書作成に要した費用の証明を受ける。
- ④ **申請者** 上記の請求書（2種類）と診断書を労働基準監督署に提出する。
- ⑤ **労基署** 申請者の身体状況等を確認するため、労働基準監督署の担当者と面談を行う。また、労働基準監督署から「障害の状態にかかる申立書」や「日常生活状況報告

表」等の提出が求められた際は、必要事項を記入し、返送する。

- ⑥ **労基署** 厚生労働省から申請者の指定した口座に障害（補償）等給付及び「診断書作成料」が支払われる。

3 障害（補償）等給付の額

下記の障害等級に応じて支給されます。また、初めて障害（補償）等給付を受ける場合、一時金として障害特別支給金【注10】が支給されます。

障害等級	年金額
第1級	給付基礎日額 × 313 日分
第2級	給付基礎日額 × 277 日分
第3級	給付基礎日額 × 245 日分

※原則として2・4・6・8・10・12月にそれぞれの前月分までの額が被災労働者の指定口座に振り込まれます。

※頸髄損傷者の場合は、概ね第1級に該当します。そのため、第4級以下の年金額や障害特別給付金額は省略します。



【注10】障害特別支給金って
いくらもらえるの？

障害等級によって異なります。金額は以下のとおりです。

第1級・・・342万円

第2級・・・320万円

第3級・・・300万円



4 健康管理手帳（アフターケア手帳）について

業務災害や通勤災害が原因のケガや病気が治ゆ（4ページの【注5】を参照）した後、後遺障害に伴う新たな病気の発症等を防ぐため、健康管理手帳（アフターケア手帳）を申請し、交付を受けることにより、労災保険指定医療機関で、診察などを無料で受けることができます。



風邪や虫歯の治療なども無料で診察を受けることができるの？

風邪や虫歯の治療は、無料では受けられません。頸髄損傷者の場合は、頸髄損傷やその合併症に起因する整形外科及び泌尿器科での診察（原則として月1回程度）や投薬が対象となります。



※尿管結石等で入院が必要になった場合、健康管理手帳（アフターケア手帳）を使用することはできません。その際は、健康保険で入院費を支払うか、「障害（補償）年金受給者再発届」を所轄の労働基準監督署に提出し、次の3つの要件を満たす場合には「疾病が再発した」として、再び療養（補償）等給付を受けることができます。

- ①原因が労災であると認められること
- ②治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと
- ③療養によってその症状が改善される見込みがあること

V 介護（補償）等給付について

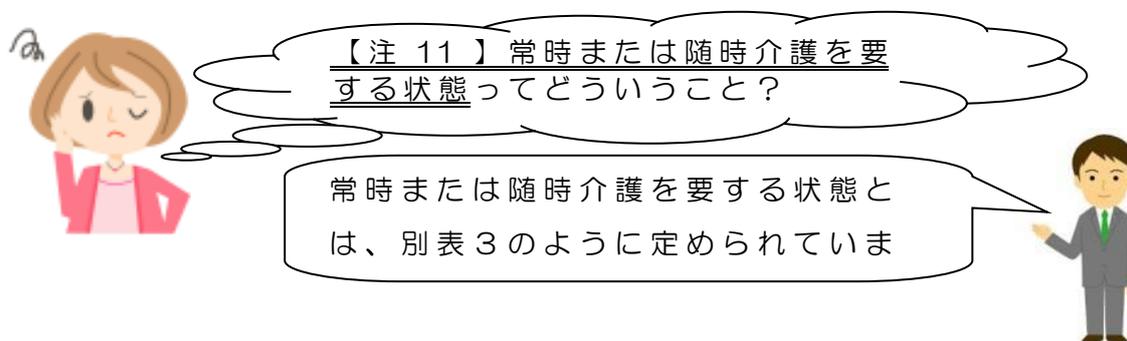
【障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金を受給しており、一定の障害により常時介護または随時介護を受けている場合に支給される給付】

1 介護（補償）等給付とは

障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金の第1級の方と第2級の「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している方が、常時または随時介護を要する状態【注11】にあり、現に介護を受けている場合に支給されます。

業務災害の場合は「介護補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者介護給付」、通勤災害の場合は「介護給付」が支給されます。

ただし、病院に入院中の方や障害者支援施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム等に入所している方には支給されません。



別表3（肢体不自由に関するもののみ抜粋）

	該当する具体的な障害の状態
常時介護	両上肢および両下肢が亡失または用廃の状態にあり、常時介護を要する状態に該当する。
随時介護	障害等級第1級または傷病等級第1級に該当し、常時介護を要する状態ではない。

2 請求手続

所轄の労働基準監督署に「介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給申請書（様式16号の2の2）」を提出してください。添付書類として、「医師等の診断書（ただし、傷病（補償）等年金の受給者

および障害等級第1級3号・4号または第2級2号の2・2号の3に該当する方や継続して2回目以降の介護（補償）等給付を請求する方は不要）」や「費用を支出して介護を受けた日数と費用の額を証明する書類（ただし、介護の費用を要していない場合は不要）」が必要です。

3 介護（補償）等給付の額

月単位で支給され、下記のとおり、障害の程度、親族・友人・知人の介護の有無、介護費用の支出額などによって額は異なります。介護（補償）等給付は、被災労働者の指定口座に振り込まれます。

	親族・友人・知人による介護を受けていないとき	親族・友人・知人による介護を受けた日があるとき
常時介護を要する状態	その月に支出された介護の費用の額 （ただし、171,650円が上限）	①介護の費用を支出していないとき ・73,090円（一律定額） ②介護の費用を支出したとき ・73,090円を上回る場合には、その額（ただし、171,650円が上限） ・73,090円を下回る場合は、73,090円（一律定額）
随時介護を要する状態	その月に支出された介護の費用の額 （ただし、85,780円が上限）	①介護の費用を支出していないとき ・36,500円（一律定額） ②介護の費用を支出したとき ・36,500円を上回る場合には、その額（ただし、85,780円が上限） ・36,500円を下回る場合は、36,500円（一律定額）

※介護（補償）等給付の額は、変更となっている場合がありますので「労働基準監督署」にお問い合わせください。

VI 義肢等補装具費支給制度について

【仕事中や通勤途中のケガ等により、身体に障害が残った方に対して、福祉用具の購入や修理にかかった費用を支給する制度】

1 義肢等補装具費支給制度とは

業務災害や通勤災害が原因で、身体の一部を失った方や、障害が残った方に対して、車椅子や上下肢装具などの義肢等補装具【注12】の購入や修理にかかった費用が支給されます。また、車椅子などの採型のために、医療機関に行くための交通費、宿泊費なども支給されます。

※原則として傷病（補償）等年金及び障害（補償）等給付の支給決定を受けている方や受ける見込みのある方が対象です。



【注 12】 義肢等補装具って具体的にどのような福祉用具のことをいうの？

義肢等補装具として購入・修理費用が支給される福祉用具は、別表4のように定められています。



別表4（頸髄損傷者に関するもののみ抜粋）

支給品目	支給対象者等
車椅子 	<ul style="list-style-type: none">・ 労災保険指定医療機関での採型が必要。・ 傷病（補償）等年金または障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、障害（補償）等給付を受ける見込みのある方。・ 義足及び下肢装具の使用が不可能である方。

<p>電動車椅子</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険指定医療機関での採型が必要。 ・ 傷病（補償）等年金または障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、障害（補償）等給付を受ける見込みのある方。 ・ 車椅子の使用が著しく困難であると認められる方。
<p>上肢及び下肢装具</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険指定医療機関での採型が必要。 ・ 障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、受ける見込みのある方。
<p>体幹装具</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険指定医療機関での採型が必要。 ・ せき柱に荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、受ける見込みのある方。
<p>歩行補助つえ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害等級第7級以上の障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、障害（補償）等給付を受ける見込みのある方。
<p>床ずれ防止用敷ふとん</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病（補償）等年金または障害（補償）等給付の支給決定を受けている神経系統の機能に著しい障害を残す方。 ・ 両方の上下肢の機能等を全て失った方のうち常時介護の介護（補償）等給付を受けている方。
<p>収尿器</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、受ける見込みのある方。

<p>介助用リフター</p> 	<p>・ 傷病（補償）等年金または障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、障害（補償）等給付を受ける見込みのある方で、かつ、車椅子や義肢の使用が不可能である方。</p>
<p>フローテーションパッド</p> 	<p>・ 社会復帰促進等事業として支給された車椅子、電動車椅子を使用する方のうち、床ずれが発生するおそれがあり、担当医がフローテーションパッドの使用を必要と認めた方。</p> <p>※口ホクッションは、車椅子の付属品として認められる場合があります。</p>
<p>ギャッチベッド （特殊寝台）</p> 	<p>・ 傷病（補償）等年金または障害（補償）等給付の支給決定を受けている方、障害（補償）等給付を受ける見込みのある方で、かつ、車椅子や義肢の使用が不可能である方。</p>

2 申請手続

義肢等補装具の購入または修理をするときは、所轄の労働基準監督署に「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書〔様式第1号（1）〕」を提出してください。支給申請する用具によっては、その他必要書類を求められることがあります。

車椅子などの採型のため、医療機関に行くためにかかった交通費、宿泊費などの費用を請求する場合は、「義肢等補装具旅費支給申請書〔様式第10号（1）〕」を所轄の労働局に提出してください。

・ 義肢等補装具の購入費用・修理費用支給の流れ

- ① **申請者** 労働局に「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を提出。
- ② **労働局** 労働局において内容の審査が行われる。
- ③ **労働局** 労働局から申請者に「義肢等補装具購入・修理費用支給承認（不承認）決定通知書」を送付。

- ④

申請者

 業者に義肢等補装具の購入（修理）の注文を行う。
労災保険指定医療機関で採型指導を受ける（採型が必要な品目のみ）。
- ⑤

業者

 申請者に義肢等補装具を納品。
- ⑥

申請者

 費用請求書に必要事項を記入した後、業者に提出。
- ⑦

業者

 労働局に費用請求書を提出。
- ⑧

労働局

 業者に費用を支払う。

Ⅶ 福祉用具購入支援事業について

【自費で福祉用具を購入する場合に、購入費用の一部を支給する制度】

1 福祉用具購入支援事業とは

障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金（1～3級）を受給している方が自費で労災保険の支給対象となっていない福祉用具などを購入する場合に、購入額の一部を支給する制度であり、一般財団法人労災サポートセンターが行っている事業です。



福祉用具を購入するのであれば、どのような用具でも費用の補助が受けられるの？

対象となる福祉用具は下記のとおりです。

- ① 電動車椅子など
- ② 床ずれ防止マット（エアマットなど）
- ③ 介護用ベッド

※一人ひとつの用具に限り、購入費用の補助が受けられます。

※助成金額は、購入金額の1/3（上限は15万円）。



2 申請手続

「福祉用具購入支援事業の助成金支給申請書（様式第1号）」を一般財団法人労災サポートセンターに提出してください。添付資料として、「助成金振込依頼書（様式第4号）」と労災サポートセンターが指定する販売店（指定取扱店）で希望用具の「見積書」が必要です。

一般財団法人 労災サポートセンター

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル10階

電話：03-6834-2510 FAX：03-6834-2530

・福祉用具購入支援の購入費用・修理費用支給の流れ

- ① **申請者** 指定取扱店に福祉用具の「見積書」の作成を依頼。
- ② **申請者** 労災サポートセンターに「福祉用具購入支援事業助成金支給申請書」、「見積書」、「助成金振込依頼書」を提出。
- ③ **労災サポートセンター** 申請者に「福祉用具購入支援事業助成金支給承諾書」を送付。
指定取扱店に「承認通知」を送付。
- ④ **指定取扱店** 申請者に福祉用具を納品。
- ⑤ **申請者** 指定取扱店に費用を支払う。
- ⑥ **指定取扱店** 労災サポートセンターに「納品書」、「購入費用支払確認書」を送付。
- ⑦ **労災サポートセンター** 申請者に助成金を支払う。

Ⅷ ケアプラザ（労災特別介護施設）について

【障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金を受給中の方で、在宅生活が困難な方が入居できる施設】

1 ケアプラザ（労災特別介護施設）とは

障害（補償）等給付または傷病（補償）等年金〔1～3級〕を受給中の方で、在宅での生活が困難な方が入居できる施設です。なお、次に掲げる方は特例的に入居が認められる場合があります。

- ・ 60歳以上で障害等級4級程度に該当する方などで居宅での介護が困難な場合。
- ・ 「障害（補償）等給付支給請求書」または「傷病の状態等に関する届」を労働基準監督署に提出している方で、主治医の診断書から傷病・障害等級が1級～3級に該当することが確実に見込まれる方。

※ただし、入院加療を必要とする方、感染性疾患を有する方、その他集団生活ができない等、ケアプラザ（労災特別介護施設）の運営に支障があると認められる方は入居できません。

ケアプラザ（労災特別介護施設）の所在地

名称	住所	電話
ケアプラザ岩見沢	北海道岩見沢市かえで町 8-1-1	0126-25-9001
ケアプラザ富谷	宮城県富谷市明石台 4-8-1	022-772-3311
ケアプラザ四街道	千葉県四街道市台中台 511	043-433-0120
ケアプラザ瀬戸	愛知県瀬戸市山手町 294-5	0561-85-5400
ケアプラザ堺	大阪府堺市南区城山台 5-2-1	072-291-7989
ケアプラザ呉	広島県呉市神山2-1-15	0823-34-5577
ケアプラザ新居浜	愛媛県新居浜市阿島1-3-12	0897-67-1122
ケアプラザ宇土	熊本県宇土市松原町 243	0964-23-2211

2 入居の手続

「労災特別介護施設入居申請書」及び「健康診断書（入居規定様式第2号）」を入居希望のあるケアプラザに提出してください。

・入居申請から入居までの流れ

- ① **申請者** ケアプラザに「労災特別介護施設入居申請書」及び「健康診断書（入居規定様式第2号）」を提出。
- ② **ケアプラザ** 申請者と面接。労災サポートセンターへの諮問。
- ③ **労災サポートセンター** 入居者選考委員会による審議及び入居の可否の判断。
申請者に入居の可否の通知。
- ④ **申請者** ケアプラザと入居の契約。

3 入居費

施設利用料と介護費を合算した額が入居費になります。

- ・施設利用料は、食費、居住費、その他施設の運営に要する費用で、入居者本人の前年の年間収入（労災年金・障害厚生年金・所得等）や個室か相部屋かによっても、金額が異なります。詳細は、ケアプラザにお問い合わせください。
 - ・介護費は、「常時介護を要する状態」の方は、171,650円。「随時介護を要する状態」の方は、85,780円になります。なお、介護費は、介護（補償）等給付（15ページ参照）の支給を請求することにより、後日、同額が支給されますので、実質的な負担はありません。
- ※介護費の額は、変更となっている場合がありますので「一般財団法人 労災サポートセンター」にお問い合わせください。

◆参考 URL

- 1) 厚生労働省ホームページ内 労災保険制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html
- 2) 公益財団法人 労災保険情報センター ホームページ
<https://www.rousai-ric.or.jp/>
- 3) 一般財団法人 労災サポートセンター
<https://www.rousaisc.or.jp/index.html>

労災給付のフローチャート

業務災害・複数業務要因災害・通勤災害と認定される

療養（補償）等給付

労災保険指定病院またはそれ以外の病院で診察や治療を受ける場合に、支給される給付。

※P4 療養（補償）等給付をご参照ください

休業（補償）等給付

ケガや病気等で働くことができず、職場から賃金の支払いを受けていない場合に、支給される給付。

※P6 休業（補償）等給付をご参照ください

1年6ヶ月経過後

ケガや病気が治らず
障害が残った

傷病（補償）等年金

ケガや病気が治らず、障害の程度が傷病等級に該当する場合に、支給される給付。療養（補償）等給付は継続して支給される。

※P8 傷病（補償）等年金をご参照ください

ケガや病気は治った（症状
固定含む）が障害が残った

障害（補償）等給付

ケガや病気が治ったが、障害の程度が障害等級に該当する場合に、支給される給付。療養（補償）等給付は支給されなくなる。

※P10 障害（補償）等給付をご参照ください

健康管理手帳（アフター ケア手帳）の申請

手帳の交付を受けることで、後遺障害に起因するものであれば、無料で診察や投薬が受けられます。

※P13 健康管理手帳（アフターケア手帳）についてをご参照ください

介護（補償）等給付
傷病（補償）等年金または
障害（補償）等給付を受給
している方で一定の障害に
より介護を受けている場
合に支給される給付。
※P14 介護（補償）等給
付をご参照くださ
い

**国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター**

(支援マニュアル作成委員会編)

〒 874-0904 大分県別府市南莊園町 2 組

電話 : 0 9 7 7 - 2 1 - 0 1 8 1

H P : <http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成 2 7 年 9 月発行

改訂 令和 4 年 1 1 月